

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		介護給付費等の額の特例の認定
根拠条例・規則等名		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
条 項		第31条
所 管 部 課		福祉局 障害福祉部 障害福祉課 (電話：048-829-1305)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	次に掲げる事項に該当する場合、介護給付費等に係る利用者負担額を、政令で定める額の範囲内において市町村が定める額とすることができる。 (1) 支給決定障害者等又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその財産について著しい損害を受けたこと。 (2) 支給決定障害者等の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。 (3) 支給決定障害者等の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。 (4) 支給決定障害者等の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。
	設定等年月日	平成18年4月1日設定 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	20日
	設定等年月日	平成18年4月1日設定 年 月 日最終改正
備 考		